

(平成22年8月4日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認群馬地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 6 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和31年4月1日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年4月1日に、資格喪失日に係る記録を同年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和12年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和30年11月から31年11月まで

A社には、親戚の紹介で入社した。厚生年金保険料が控除されていた記憶があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の後に勤務したB社C所（現在は、D社C支店）から提出された申立人の履歴書によると、「昭和31年4月＊A社入社。31年10月同社退職」と記載されていることから、昭和31年10月の日付は確認できないものの、申立人は、申立期間の一部である同年4月から同年9月末日までの期間において、A社に勤務していたものと推認できる。

また、申立人及び当該事業所の元従業員が記憶している同職種の同僚全員は厚生年金保険の加入記録が確認できる上、複数の元従業員は「私の勤務した期間と厚生年金保険の加入記録は合致している。」と証言していることから、申立人は、申立期間のうち、昭和31年4月1日から同年10月1日までの期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間のうち、昭和31年4月1日から同年10月1日までの標準報酬月額については、同性、同職種、同世代の同僚の記録から、

5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主は死亡しており、確認することはできないものの、申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたものとは考えられない上、被保険者資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和31年4月から同年9月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和30年11月から31年4月1日までの期間及び同年10月1日から同年11月までの期間については、申立人が当該事業所に勤務していた事実が確認できず、また、同事業所は既に適用事業所でなくなっている上、前述のとおり事業主は死亡しており、同僚等の証言も得られないことから、申立人の当該期間における勤務実態や厚生年金保険の適用状況について関連資料及び証言等を得ることができなかった。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 15 日から 35 年 8 月 1 日まで  
社会保険事務所（当時）に年金記録の照会をしたところ、申立期間について脱退手当金が支払われているとの回答を受けた。脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金については、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 年 10 か月後の昭和 37 年 6 月 30 日に支給決定されていることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者名簿における申立人の生年月日は誤って記録されており、脱退手当金の裁定請求があれば訂正されるものと考えられるところ、訂正されていない。

さらに、脱退手当金が支給されたとする昭和 37 年 6 月 30 日時点において、オンライン記録により、申立人は、既に国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できることから、脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、平成17年12月23日は37万円、19年7月31日は40万円及び同年12月25日は41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月23日  
② 平成19年7月31日  
③ 平成19年12月25日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていなかったため厚生年金保険の記録に反映されていない。

申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

賞与明細書及び賞与集計表等により、申立人は、平成17年12月23日、19年7月31日及び同年12月25日にA社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定し又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賞与明細書及び賞与集計表等において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①は 37 万円、申立期間②は 40 万円及び申立期間③は 41 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の手続に誤りはなく納付したとしているが、これを確認できる資料は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録（昭和43年7月1日）を昭和43年5月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月31日から同年7月1日まで

昭和33年4月から平成11年10月までA社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について、異動はあったが継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

健康保険組合及び雇用保険の加入記録並びにA社から提供された在職証明書から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（A社C支店から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る異動日については、申立人の申述内容から、昭和43年5月31日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和43年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、

事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年12月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年12月から平成3年3月まで  
私が20歳になったときに、母が国民年金の加入手続きを行い、郵便局で保険料を納付したと、母から聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、申立人が20歳になったときに国民年金の加入手続きを行い、申立期間の保険料を納付したと主張しているところ、その母親は、申立期間当時、申立人の国民年金手帳を受け取った記憶が無い上、保険料の納付場所、納付金額、納付方法等に関する記憶が曖昧であり、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間について、学生であることから国民年金には任意加入となり、さかのぼって国民年金に加入できない上、申立人が当時居住していた市及び管轄の社会保険事務所(当時)には、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 群馬国民年金 事案 601 (事案 540 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 9 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで

私は、国民年金発足当時、農業協同組合の関係から農業従事者のみの年金加入推進委員をしていたので、夫婦ともに率先して国民年金に加入した。前回の申立ての時は添付できなかったが、私と同じ地域の農業従事者名簿を作成したので、再度調査をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）によれば、資格取得年月日が昭和 38 年 4 月 1 日であること、同年 4 月から保険料が納付されたことが確認できるものの、申立期間の保険料の納付記録は確認できないこと、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号は、40 年 5 月 28 日に払い出されていることが確認でき、保険料は納付期限から 2 年を経過すると時効により納付できなくなることから、申立人は、手帳記号番号の払出し時点で、納付可能であった 38 年 4 月にさかのぼって国民年金の資格を取得し、保険料を納付したことが考えられること、及び申立人は、「国民年金制度発足当時、地域の年金加入推進委員をしていた」、「国民年金保険料を農業協同組合の支所から口座振替により納付した」と申述していることから、A 市に当該地域での年金加入推進委員制度の状況と当該農業協同組合で口座振替を開始した時期について照会したところ、年金加入推進委員制度については、「年金加入推進委員制度が、当該地域においても適用されていた可能性は高いと思われるが、いつから始まったのか、証明するものは無い」旨を回答しており、国民年金制度発足当時、申立人が年金加入推進委員であったか否かは確認

が取れず、また、口座振替を開始した時期については、「昭和 58 年 4 月 1 日と思われる」と回答していること、及び同市広報誌（昭和 36 年 5 月 1 日発行）に「国民年金の保険料の納付は 4 月より始まりました。保険料の納付は年金印紙を買って、国民年金手帳に貼付し、スタンプの検認を受けることによって納入したことを表す方法です」との記事が掲載されており、申立期間当時は、同市における保険料の口座振替制度は始まっていなかったことがうかがえること等から、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 1 月 28 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料として、申立人と同じ地域の農業従事者名簿を提出したが、その名簿は申立人の保険料納付を示すものとまではいえず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年1月から同年3月までの期間及び6年4月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年1月から同年3月まで  
② 平成6年4月から同年11月まで

私は、申立期間について、国民年金の加入手続及び保険料を納付した記憶は無いが、おそらく両親が加入手続及び保険料を納付してくれたと思う。申立期間が国民年金に未加入とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、自身で国民年金の加入手続及び保険料を納付した記憶は無いが、その両親が加入手続及び保険料を納付してくれたと思うと申述しているものの、その母親は、自宅に集金に来れば保険料を納付していたが、加入手続についてはよく覚えていないとしていることから、申立期間における国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、A県B町で払い出されていることから、申立人が住民票を同町に移動した平成3年8月以降に払い出されたものと考えられ、申立期間①については申立人が学生であることから国民年金の加入は任意であり、申立人の手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間①にさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得することができない上、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

さらに、申立人は、申立期間②についてもB町でその母親が集金人に保険料を納付してくれたと申述しているが、申立期間②については、申立人の住民票が同町には無かったことから、集金人が申立人の保険料を集金に行くことは考え難い。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 46 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 10 月 7 日から同年 11 月 5 日まで

A 町立 B 小学校に平成 6 年 10 月 7 日から同年 11 月 4 日まで勤務したが、この期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において A 町立 B 小学校に臨時的任用講師として勤務していたことは、任用者である C 県教育委員会の回答及び申立人の保有する履歴書により認められる。

しかしながら、C 県教育委員会は、「臨時的に任用される職員のうち、2 か月を超える発令をされた者については、発令当初から厚生年金保険被保険者の資格取得手続を行った。申立人については、この加入要件を満たしていないため、申立期間に係る厚生年金保険の加入手続を行っていない。」と回答している。

また、厚生年金保険法第 12 条では、「次の各号に該当する者は、第 9 条及び第 10 条第 1 項の規定にかかわらず厚生年金保険の被保険者としなない。」と規定され、同条第 2 号では同保険の被保険者としなない者について、臨時的に使用される者であって、「2 月以内の期間を定めて使用される者」と規定されているところ、申立人は、当該教育委員会の回答等により、2 か月以内の期間を定めて任用されている者であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 12 月 9 日から 48 年 9 月 17 日まで  
昭和 47 年 12 月 9 日から 48 年 9 月 16 日までの期間、A社が経営するB所に勤務した。社会保険事務所（当時）の加入記録には、同社に勤務したときの厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間においてA社が経営するB所に勤務していたことは、申立期間当時のB所の支配人の証言により推認できる。

しかしながら、前述の支配人は「申立人は、B所の機械関係の仕事をしており、短期アルバイトだったので厚生年金保険には加入させていなかったと思う。申立期間当時、大勢の者が働いており、そのほとんどが短期及び学生アルバイトだった。厚生年金保険に加入していたのは、長期間勤務した従業員のみであったと記憶している。」旨の証言をしている。

また、申立期間において、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 1 月から 45 年 1 月まで

A社に、昭和 44 年 1 月から 45 年 1 月までの期間勤務していた。当時、給与明細書において厚生年金保険料を約 1 万 3,000 円控除されていたのを覚えている。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、「A社」に勤務していたと申し立てているが、同名の事業所は、商業登記の記録が無く、申立人が同社の所在地であったと主張するB県C市を管轄する年金事務所に事業所記号払出簿の照会を行ったものの、同社が厚生年金保険の適用事業所又は任意包括適用事業所として手続された形跡は見当たらない上、オンライン記録においても同社の記録は確認できない。

また、類似する事業所名称を持つ「D社」がB県C市内に存在することが商業登記簿謄本により確認できるが、同社は「申立人の在籍は確認できない。」と回答している上、同社に係るオンライン記録においても申立人の氏名は確認できないことから、申立人の勤務実態を確認することができない。

さらに、申立人は、A社の事業主及び同僚等の氏名を申立書に記述していない上、申立内容を確認すべく申立人へ照会しても回答が無いため、申立人の申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について、証言を得ることができない。

加えて、申立人は、オンライン記録によると、申立期間において、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について

確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 7 月 15 日から 40 年 9 月 1 日まで

A 大学（現在は、B 法人 A 大学）の C 部に昭和 39 年 7 月 15 日から勤務していたが、オンライン記録では、厚生年金保険被保険者の資格取得日が 40 年 9 月 1 日となっている。勤務していたのは間違い無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B 法人 A 大学から提出された申立人の人事記録によると、申立人が、申立期間以前の昭和 39 年 3 月 16 日から A 大学に勤務していたことが認められる。

しかしながら、社会保険事務所（当時）の記録によると、当該事業所は、昭和 40 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所に該当していないことが確認できる。

また、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったことに伴い、被保険者資格を取得している者が、申立人を含め 87 人確認できるところ、申立人同様、昭和 40 年 9 月 1 日以前から同事業所に勤務していた複数の元従業員は「昭和 40 年 9 月 1 日に厚生年金保険に加入するまでは、保険料は控除されていなかった。」、「厚生年金保険に加入するまでは、国民年金保険料を納付していた。」、「昭和 40 年 9 月ごろ、職員を集めて厚生年金保険の加入について説明会があったのを記憶している。」及び「D 職の助教授の取り計らいで厚生年金保険に加入することとなった。昭和 40 年 8 月以前は皆、加入していないと思う。」と証言していることから、申立人のみが申立期間に厚生年金保険に加入し、保険料を控除されていたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年8月1日から31年4月20日まで  
A工場に継続して勤務していたが、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。当時、会社を設立し、社員全員で社会保険に加入したので、申立期間において被保険者資格を喪失することは無いと思う。申立期間についても厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言により、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間当時にA工場に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は既に適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は死亡しており、申立人と同時期に勤務していたと認められる複数の同僚は「申立人が当該事業所に勤務していたことは記憶しているが、勤務時期についての記憶は無い。」と証言していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等について関連資料及び証言等を得ることができない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和30年8月1日に資格を喪失した後、31年4月2日付けで同事業所から名称変更されたB社において、その母親（事業主）及び父親と共に、同年4月20日に資格を取得し、健康保険番号を連番で取得していることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間における当該事業所の勤務実態について、明確な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 6 月から 44 年 10 月まで  
昭和 43 年 6 月から 44 年 10 月までの期間、A社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。勤務していて厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人がA社に勤務していたことは、期間の特定はできないものの、申立人の記憶している当時の同社の所在地や同僚の氏名等に係る具体的な申述内容により推認できる。

しかしながら、申立期間当時の事業主及び従業員は、申立人について記憶しておらず、証言も得られないことから、申立人の申立期間における勤務実態や厚生年金保険の適用状況について確認できる関連資料や証言等を得ることができない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の名前は無く、申立期間において健康保険整理番号に欠番も無いほか、雇用保険においても申立人の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。